

■ 騒音

1. 調査の手法

騒音項目に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を下表に整理した。

表 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係（騒音）

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事による影響	運搬（機械・資材・廃材等）	騒音	○道路交通騒音 騒音レベル、交通量
	土地造成（切土・盛土）		○環境騒音 騒音レベル
	掘削		
	舗装工事・コンクリート工事		
建築物の工事	○道路交通騒音 騒音レベル、交通量		
存在・供用による影響		自動車交通の発生	
	焼却施設の稼働	○環境騒音 騒音レベル	

現地調査内容を下表に整理した。

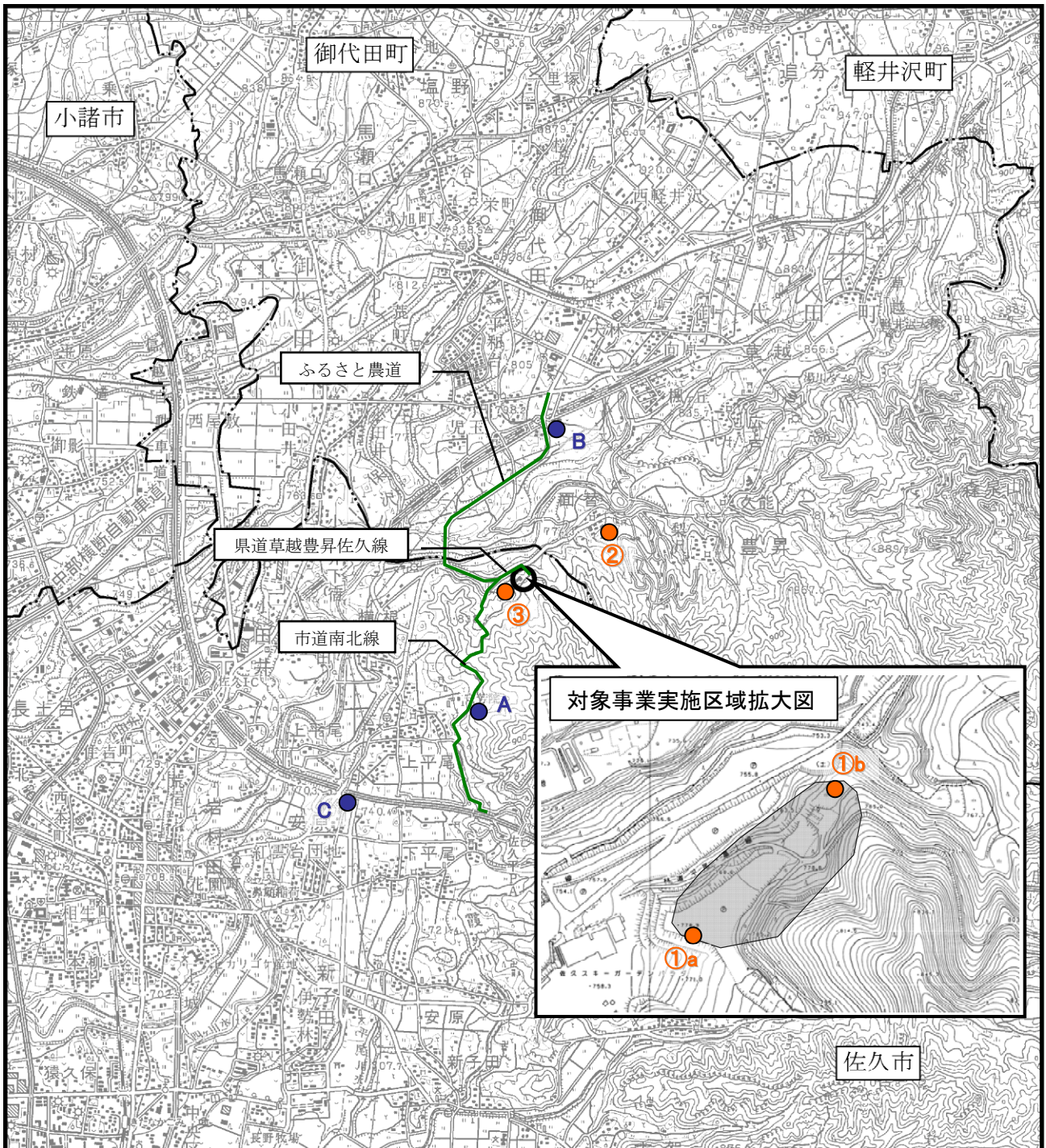
また、調査地点は次ページの図に示すとおりである。なお、設定理由は下表に示すとおりである。

表 現地調査内容（騒音）

環境要素	調査項目	調査方法	調査頻度・時期等
騒音	環境騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号）に定める方法	地点 1a は 2 回、 地点 1b、2、3 は 1 回 (24 時間連続)
	道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日、環境庁告示第 64 号）に定める方法	1 回 (24 時間連続)
	交通量	車種別にカウンターを用いる方法	1 回 (24 時間連続)

表 騒音に係る現地調査地点の設定理由

調査項目	地点番号	地点名	設定根拠
環境 騒音・振動	1a	対象事業実施区域 (パラダ側敷地境界)	対象事業実施区域内における現況を把握するため、調査地点として選定する。
	1b	対象事業実施区域 (面替地区側敷地境界)	対象事業実施区域内における現況を把握するため、調査地点として選定する。
	2	面替地区 (大星神社境内広場)	対象事業実施区域の北東側約 0.8km に位置する。面替地区への影響を確認するため、同地区の代表的な公共の場でもある当該地を調査地点として選定する。
	3	佐久スキーガーデンパラダ (北パラダ・センターハウス)	佐久スキーガーデンパラダの営業期間である冬季の現況を把握するため、調査地点として選定する。

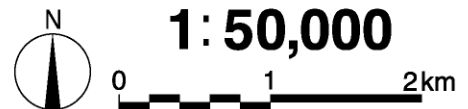


凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 一般環境騒音・振動調査地点候補 (①~③)
- : 道路交通騒音・振動調査地点候補 (A~C)
- : 想定搬出入車両ルート

図 騒音・振動調査地点

— : 市町界



1:50,000

■ 振動

1. 調査の手法

振動項目に係る影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係を下表に整理した。

表 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係（振動）

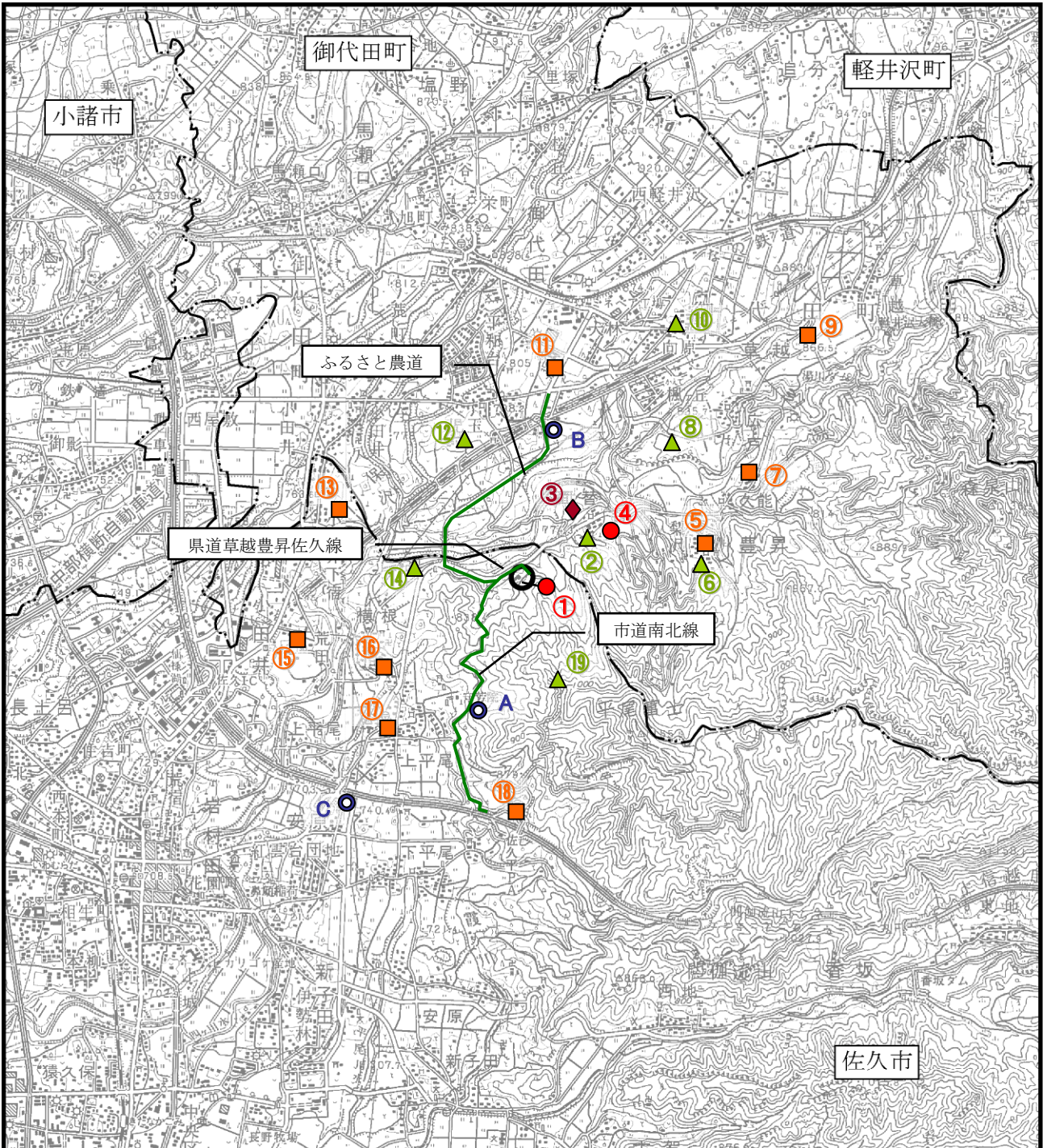
影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事による影響	運搬（機械・資材・廃材等）	振動	○道路交通振動 振動レベル、地盤卓越振動数
	土地造成（切土・盛土）		○環境振動 振動レベル
	掘削		
	舗装工事・コンクリート工事		
	建築物の工事		
存在・供用による影響	自動車交通の発生		○道路交通振動 振動レベル、地盤卓越振動数
	焼却施設の稼動		○環境振動 振動レベル

現地調査内容を下表に整理した。

また、調査地点は「騒音」と同様の地点とする。位置図及び設定理由は前述のとおりである。

表 現地調査内容（振動）

環境要素	調査項目	調査方法	調査頻度・時期等
振動	環境振動	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日、総理府令第 58 号）に定める方法	地点 1a は 2 回、 地点 1b、2、3 は 1 回 (24 時間連続)
	道路交通振動	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日、総理府令第 58 号）に定める方法	1 回 (24 時間連続)
	地盤卓越振動数	「道路環境整備マニュアル」（財団法人日本道路協会、平成元年）に定める方法	1 回

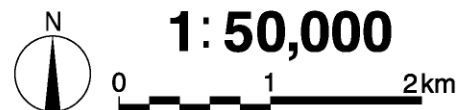


凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 一般環境大気質・地上気象 (通年) 調査地点候補 (①、④)
- : 一般環境大気質・地上気象 (4季) 調査地点候補 (⑤、⑦、⑨、⑪、⑬、⑮~⑱)
- ◆ : 一般環境大気質・上層気象 (2季) 調査地点候補 (③)
- ▲ : 地上気象 (4季) 調査地点候補 (②、⑥、⑧、⑩、⑫、⑭、⑲)
- (blue) : 沿道環境大気質調査地点候補 (A~C)
- (green) : 想定搬出入車両ルート

図 大気質調査地点

— : 市町界



■ 都市公園

対象事業実施区域及びその周辺における都市公園の整備状況を下表及び次ページの図に示す。

佐久市の区域には街区公園が11施設、近隣公園が1施設、地区公園が1施設、総合公園が1施設あり、御代田町の区域には地区公園が2施設、近隣公園が1施設ある。また、佐久市内に長野県立駒場公園がある。小諸市及び軽井沢町の区域には都市公園はない。

表 対象事業実施区域周辺の都市公園

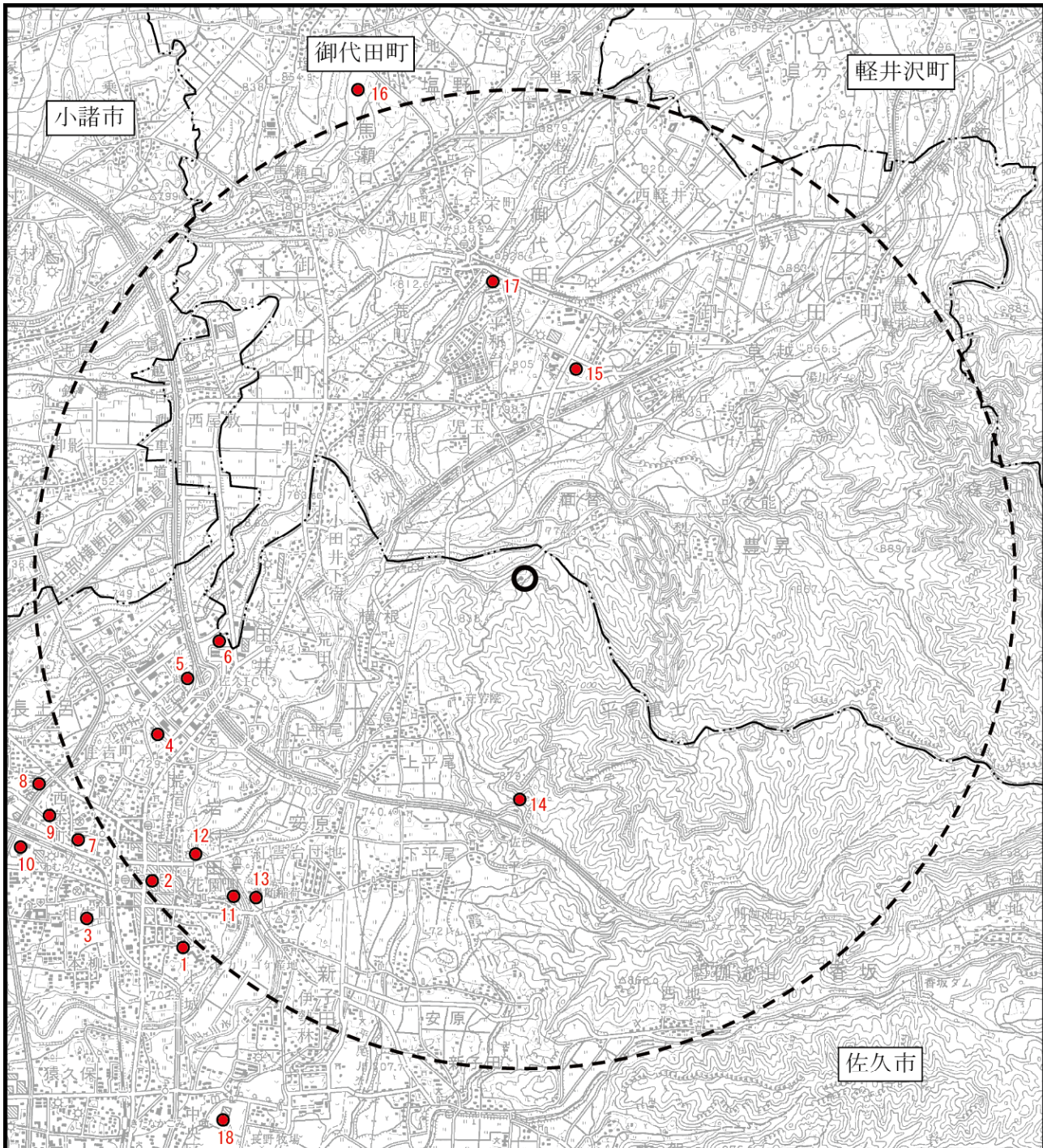
設置者	No.	名 称	種別	所在地
佐 久 市	1	岩村田公園	街区	佐久市岩村田字上の城地内
	2	中央公園	街区	佐久市岩村田字中宿地内
	3	若宮公園	街区	佐久市岩村田字宮ノ後地内
	4	久保田公園	街区	佐久市岩村田北一丁目地内
	5	仙祿湖公園	街区	佐久市岩村田北一丁目地内
	6	曾根公園	街区	佐久市岩村田北一丁目地内
	7	枇杷坂公園	街区	佐久市岩村田字外西浦地内
	8	やまぼうし公園	街区	佐久市佐久平駅北地内
	9	ゆりのき公園	街区	佐久市佐久平駅東地内
	10	けやき公園	街区	佐久市佐久平駅南地内
	11	湯川親水公園	街区	佐久市岩村田字飯綱下及び鼻顔川原地内
	12	王城公園	近隣	佐久市岩村田字古城地内
佐 久 市	13	鼻顔公園	地区	佐久市岩村田字鼻顔、鼻顔上及び上小平並びに安原字小平及び棧敷地内
	14	平尾山公園	総合	佐久市上平尾字下伴助、大平、麦沢及び馬弓並びに下平尾字一本松、丸山、中山寺、伴助久保及び北山寺地内
御代田町	15	雪窓公園	地区	御代田町大字御代田 4107 番 42
	16	やまゆり公園	地区	御代田町大字塩野 3036 番 48
	17	龍神の杜公園	近隣	御代田町大字御代田 2505 番 2
長 野 県	18	駒場公園	総合	佐久市猿久保

注) 表中の番号は次ページの図に対応している。




出典：佐久市公園条例（平成 19 年 3 月 23 日条例第 15 号）

御代田町公園条例（平成 22 年 12 月 13 日条例第 23 号）

長野県公園条例（昭和 41 年長野県条例第 23 号）



凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 予備調査範囲
-  : 都市公園

——— : 市町界

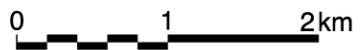
図

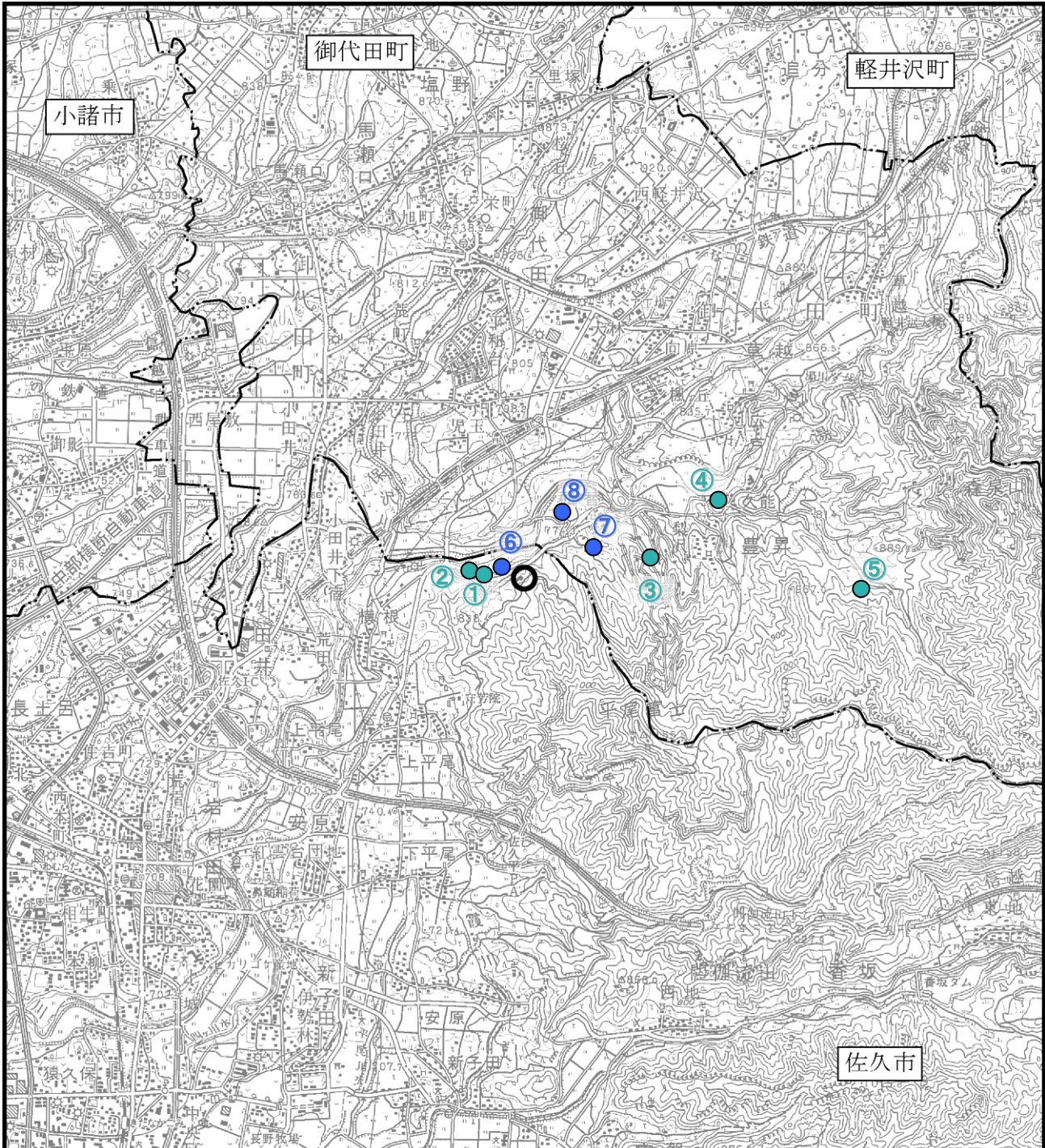
都市公園位置図

出典：佐久市公園条例（平成19年3月23日条例第15号）
 佐久市ホームページ「公園の概要図」
 御代田町公園条例（平成22年12月13日条例第23号）



1:50,000





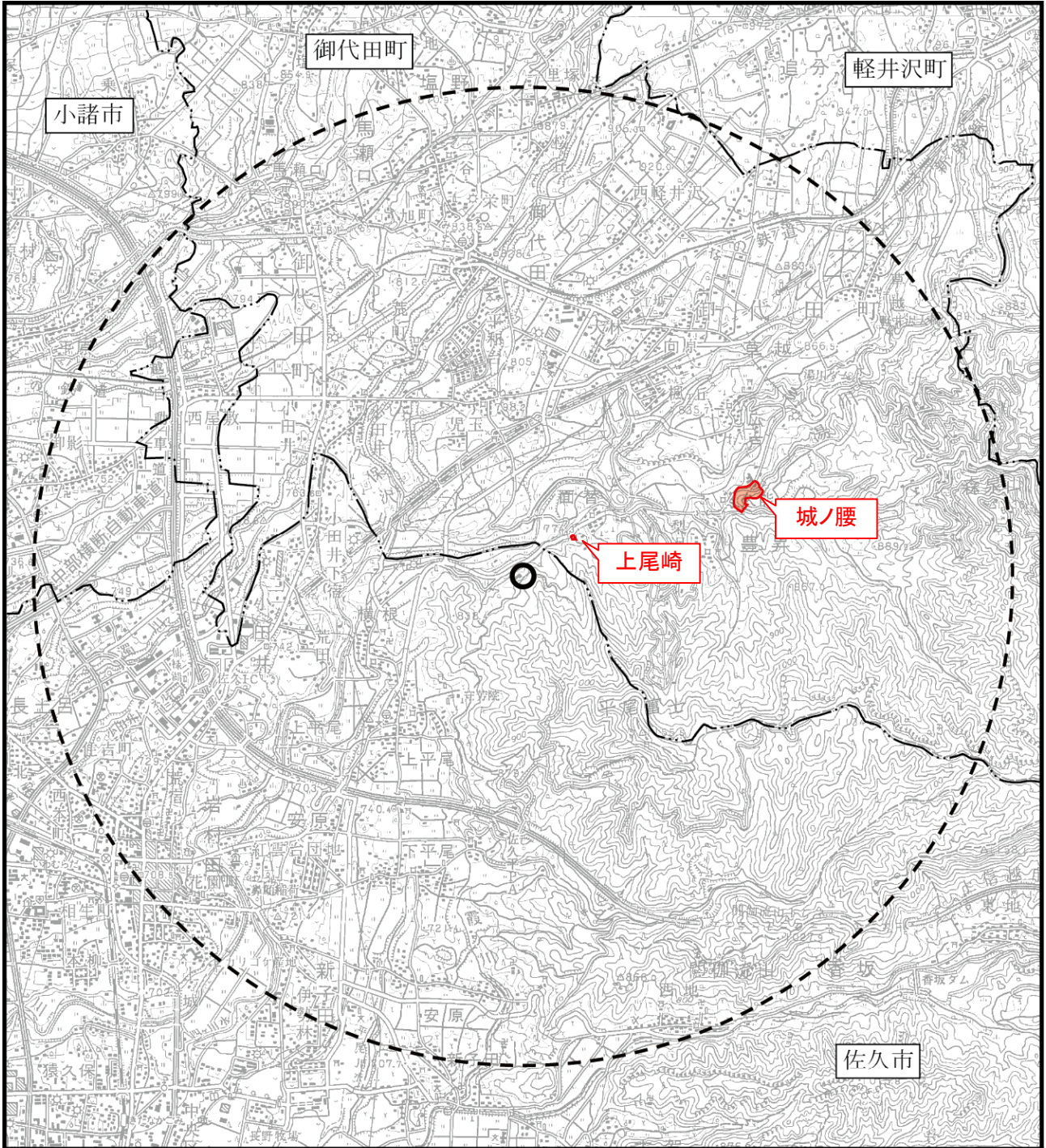
凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 河川水質調査地点 (①～⑤)
- : 地下水水質調査地点 (⑥～⑧)




図 4-3-5 水質調査地点

—— : 市町界





凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 予備調査範囲
-  : 急傾斜地崩壊危険区域

--- : 市町界

図

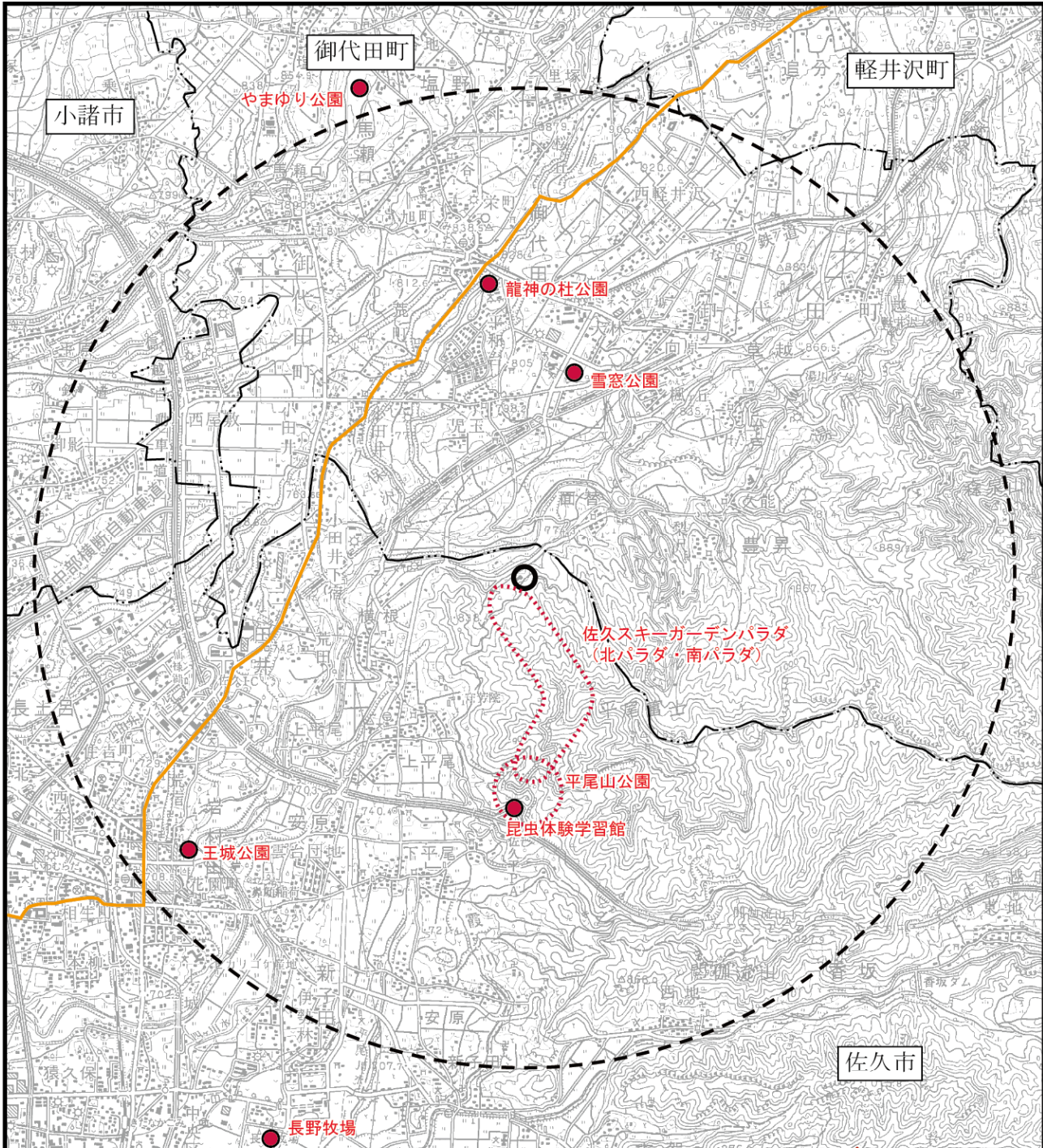
急傾斜地崩壊危険区域位置図

出典：「しんしゅうくらしのマップ」（長野県企画部
情報統計課）
長野県資料



1:50,000

0 1 2km



凡 例

- : 対象事業実施区域
- (dashed) : 予備調査範囲
- (dotted) : 主な触れ合いの活動の場
- (yellow) : 中部北陸自然歩道「浅間を望む佐久平のみち」

— (dashed) : 市町界

図

主な触れ合いの活動の場の分布状況

出典：佐久市ホームページ「観光情報」
御代田町ホームページ「公園」
「中部北陸自然歩道」（長野県）

